

平成28年度から 軽自動車税が変わります

問合わせ先 税務課 ☎64-1106



毎年4月1日時点において、軽自動車等をお持ちの方に課税される軽自動車税が、平成28年度から以下のとおり変わります。

軽三輪および軽四輪

車種区分		税 額			
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両 ※1	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 ※2	最初の新規検査から13年経過した車両 ※3	
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
軽四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	特種	営業用キャンピング車以外	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用キャンピング車以外	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用キャンピング車	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用キャンピング車	7,200円	10,800円	12,900円

※1 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を行った車両は、13年を経過するまでは現行の税額から変更はありませんが、13年を経過すると※3の税額となります。

※2 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を行った車両が対象です。

※3 毎年賦課期日(4月1日)時点(平成28年度課税は平成28年4月1日)で、最初の新規検査から13年を経過する車両が対象です。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は対象外となります。

<最初の新規検査とは>

「最初の新規検査」とは、新車購入時の新規検査で自動車検査証に記載されている初度検査年月欄に実施された検査のことを言います。

(例) 軽四輪乗用自家用車の場合 (●印は初度検査年月の時期です)



■三輪及び四輪の軽自動車へのグリーン化特例（軽課）について

平成27年度に取得された三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、翌年度（平成28年度）課税においてグリーン化特例（軽課）が適用されます。

車種区分		平成27年4月1日以降に 新車新規登録された車両	(ア) 税額	(イ) 税額	(ウ) 税額
軽三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円

適用条件

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両

適用基準

- (ア) 電気自動車または天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
- (イ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- (ウ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

（注1）（イ）、（ウ）については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

（注2）各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

（注3）軽四輪特殊（自家用・営業用）については、その車両の用途により異なります。

（注4）翌々年度（平成29年度）課税においては、グリーン化特例は適用されず、上記表の太枠内に記載された税額になります。

原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車等

車種区分		平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車及びボートトレーラー	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円
小型特殊	農耕用	2,400円
	その他	5,900円